解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

山口県周南市慶万町一番一九号
医療法人社団千治松呼吸器循環器内科
清算人　千治松洋一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに神奈川県知事の認可により、令和七年十一月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目一一番七号
医療法人社団大野歯科医院
清算人　大野　友秀

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月一日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

岐阜県本巣市佐原二四九番地
佐原生産森林組合
清算人　浅野　秀治

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年九月六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

名古屋市名東区照が丘一〇三番地の一
（清算人住所　名古屋市名東区朝日が丘四〇番地レジデンスアルファ二B号）
宗教法人法乗院
清算人　三輪　菊江

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

愛媛県松山市竹原四丁目二番六二号
医療法人ツバキ歯科
清算人　猪野恵一郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

愛媛県大洲市新谷町甲九六番地松葉屋ビル二F
医療法人浩寿会
清算人　中村佳寿美

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

福岡市早良区荒江三丁目一五番二一号
医療法人上月内科医院
清算人　太田　友樹

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月二十五日読谷村長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

沖縄県中頭郡読谷村字楚辺二〇二五番地三
読谷村大木南土地区画整理組合
清算人代表　長濱　宗則